

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 357

2023. 1. 18

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・会計年度任用職員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

平和な社会と安心して働ける学校を

ロシアによるウクライナ侵攻からもうすぐ1年になるろうとしています。日本国内では、昨年末、政府与党が敵基地攻撃能力の保有、防衛予算の倍増などを内容とする安保3文書の改訂を国会での議論は全くせずに、閣議決定だけで行いました。さらに防衛予算のための財源論として増税まで打ち出しました。憲法の平和主義を踏みにじるこれらの政策も、「解釈改憲」で押し切ろうとするアベ政治以来の手法がまたもや繰り返されました。年明けの岸田首相は、G7諸国を外遊し、最後にはバイデン米大統領に多額の武器購入と日米軍事同盟のさらなる強化を約束しました。今世界は大きな対立の中がありますが、私たちは、憲法前文にある「国際社会と協調して理想の現実に向かうこと」をめざすことが大切なのではないでしょうか。

さて一方、私たちが勤務する学校はどんな状況でしょうか。年末に文科省は二つの調査結果を公表しました。

まず、12月23日に公表した「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」です。「時間外勤務 月45時間以下（4月～7月）」の割合は、昨年度と比べると微増（小61.7%→63.2% 中44.5%→46.3%）ですが、月45時間～80時間の割合は依然として高く（小32.4%、中40.0%）、過労死ラインの月80時間の方も一定数いて（小3.4%、中4.5%）、長時間労働の状況はほとんど改善されていません。教育委員会が対象の調査でもこのような結果です。学校の働き方改革は、まだ効果が上がっていません。再任用・非常勤教員の方たちの中にも、時間外労働をせざるを得ない状況があることは、ニュース前号のアンケート結果でお知らせしました。

続いて12月26日公表の「2021年度公立学校教職員の人事行政状況調査の結果」では、精神疾患による病気休職者が、2020年度比694人増の5897人で、過去最多となったことが分かりました。コロナ禍が長引く中、学習活動は完全に戻っていないにも関わらず、学校行事は復活の兆しが見え、ICT教育の性急な推進、相変わらずの学力テスト対策などで、教員はさらに多忙化しています。教員不足にも拍車がかかり、欠員補充がない中での仕事分担で負担は増大しています。

今年4月からは、公務員の段階的な定年延長が始まります。2年に1歳ずつ定年が延長され、2032年度には全員65歳定年になります。2031年度まで、現在の再任用制度は残りますが、来年度からは「暫定再任用」と呼び方が変わります。

今後は、60歳を超える方たちの働き方も変わってくるのが予想されます。再任用・会計年度任用職員部は、退職後も安心して働き続けられる職場作りのために、課題や情報を共有して、今年も活動していきたいと思えます。

所得税の確定申告・納付

今年は、2月16日～3月15日

所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得（損失も）について確定し所得税の額を計算するものです。医療費などで多くの支払い（損失）がある場合（例10万円超）は確定申告することによって税が還付されます。（年末調整が済んでいても医療費が基本的に10万円を超えている人が控除を受けることができます。）また、生命保険、地震保険などの損害保険の掛け金がある場合は、一定の還付があります。

給与所得以外に年金支給（雑所得）など他の所得がある場合（20万円超）は、確定申告をする必要があります。所得が給与のみで、前年に職場で年末調整をすませている場合は、確定申告の必要はありません。公的年金のみの収入の方も還付の必要がない場合も確定申告の必要はありません。

税制改正で給与所得控除金額が変更になりました。

医療費の確定申告で税金が戻る場合

前年の1月1日～12月31日までに支出した医療費が、原則として10万円を超えている場合、確定申告を行うことで医療費控除を受けることができます。対象は「自己または自己と生計を一とする配偶者やその他の親族のために払った医療費」なので、個人ではなく家族単位での計算になります。

ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になります。医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師による診療や治療の対価や、治療のためのあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価等ですが、詳細は確定申告のホームページをご覧ください。

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。

2017年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

2017年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常医療費控除の適用はできません。（選択適用）

医療費控除の明細書と確定申告書は、「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

確定申告には手書きまたは電子申告（e-Tax）で可能

申告書作成・提出には、電子申告、手書きなど3通りの方法があります。混雑やコロナウイルス感染を避けるために税務署に出向かない方法をおすすめします。

①確定申告には、電子申告（e-Tax）で可能です。インターネット接続のパソコンまたは、スマートフォンでの入力・送信申告が可能です。（マイナンバーカード・読み取り機、ID・パスワード）

②国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書面に入力すると、税額が自動計

算されます。印刷して郵送。(マイナンバー、ID、パスワード)

③税務署または市・区役所に用意されている用紙、または、国税局・確定申告申請用紙(PDF)に手書き記入、住所地の税務署へ郵送・持参します。税務署のパソコンで入力し印刷して提出することもできます。初心者には入力の補助もしてもらえます。(書類を準備して混まない時期に行きましょう。)

満 65 歳を迎える方、年金申請手続は順調ですか？

森谷 憲光 (東京南部支部)

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

2017(平成29)年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

年金の詳細な内容(改正等も含む)等については、日本年金機構と公立学校共済組合本部のホームページで確認してください。

ここでは、年金の受給資格のある方とその配偶者について説明します。

《① 誕生月の5か月前(偶数月生まれの人は6か月前)》

老齢厚生年金決定請求書が公立学校共済組合本部から送られてきます

この請求書に必要事項を記入し、指定された期日までに公立学校共済組合本部(以下共済組合本部)に送付しましょう。満65歳からは、公立学校共済組合から、**老齢厚生年金が支給**されることとなります。満65歳から**老齢厚生年金**を受給するか、それとも繰り下げ受給をするかの選択確認です。この請求書の提出を怠ると、繰り下げ受給に同意したものとみなされ、誕生月以降の老齢厚生年金の支給開始がストップしてしまいます。もしも、手続を怠っていた場合は、速やかに共済組合本部に電話で相談し、手続を完了しましょう。本来支給開始出来る月まで遡って支給されます。

第1回目の年金の支給月

年金は偶数月の15日に、前2か月分が年6回支給されます。例えば、4月15日には、2月と3月の2か月分が支給されます。

再任用短時間勤務や会計年度任用職員の場合、満65歳の誕生日が8月1日の人は、第1回目の年金は10月15日に8月と9月の2か月分が支給されますが、8月2日～9月1日生まれの人は、10月15日に9月分の1か月分が支給されます。誕生日がたった1日の違いであっても、8月1日生まれの人は前日の7月31日で満65歳になっているためです。年金は日割り計算をしないので8月2日～9月1日生まれの人は、8月分は算入されません。

なお、満65歳の年度、再任用フルタイム勤務で年度末に任期満了の人は、翌年度の6月15日に、4月と5月の2か月分が第1回目として支給されます。

毎月支給されている給料とは違い、偶数月に2か月分支給される年金については、かなり計画的に使わないと預貯金もままなりませんので、年金だけでの生活を考えておられる方は、無駄な

出費を極力抑える等の工夫が必要です。

《② 誕生月の3か月前（偶数月生まれの人は4か月前）》

老齢基礎年金の請求に関する書類が日本年金機構から送られてきます

老齢基礎年金は国民年金に相当するものです。日本年金機構から請求書類が送られてきますので、請求書類に必要な事項を漏れなく記入し、提出を求められた添付書類をそろえて、近くの年金事務所で手続きをすることになります。老齢基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

《③ 誕生月当月（偶数生まれの人は1か月前）》

加給年金対象者調査票が共済組合本部から送られてきます

加給年金 この手続は、厚生年金(共済年金)に20年以上加入していた方が対象です。加給年金は、配偶者の満65歳の年度末まで、子どもの満18歳の年度末まで老齢厚生年金に加算して支給されるものです。但し、配偶者が20年以上厚生年金(共済年金)に加入していた場合は、支給されません。また配偶者の年収が850万円以上の場合も支給対象外となります。

この調査票も、必要事項を記入し、定められた期日までに、共済組合本部に送付しましょう。その後、共済組合本部から必要な添付書類の提出を求める通知が届きます。加給年金の支給額は、満65歳までの配偶者がいる場合は特別加算額を含め年額388,900円、満18歳までの子がいる場合は、2人目まで1人につき年額223,800円、3人目から1人につき年額74,600円が支給されます。障害を持つ子がいる場合は、満20歳の年度末まで同額が支給されます。(支給金額は2022年度の場合)

振替加算 配偶者が満65歳になると加給年金は支給されませんが、配偶者本人の老齢基礎年金に振替加算として一定額が加算されます。配偶者の生まれた年度によって振替加算額が徐々に少なくなっていく、1966(昭和41)年4月2日以降に生まれた配偶者には振替加算がありません。加給年金の場合と同様、厚生年金(共済年金)に20年以上加入していなければ、配偶者の老齢基礎年金への振替加算がありません。また、配偶者本人が老齢基礎年金の受給権がなければ、振替加算はされません。振替加算の場合も、請求手続が必要です。

【日本年金機構と共済組合の封書に必ず目を通し、

必要な手続は締め切り日前に完了しましょう】

満65歳を迎えられる方々が年金手続で失敗しないために、日本年金機構と共済組合本部から送られてくる封書に必ず目を通し、必要な手続を遅滞なく行うことが大切です。たとえ年金の受給権者であっても、「請求手続を怠ると支給されない」ことを肝に銘じましょう。

年金手続等でよくわからないことがあったら、迷わずに公立学校共済組合本部に問い合わせるようにしましょう。

公立学校共済組合本部 年金担当 TEL03-5259-1122

問い合わせは必ず、自分の年金番号を忘れずに！